

7 国際統計(機関)における統計の品質論について¹

伊藤陽一²

はじめに

Q2004 サテライト会議（国際機関のデータ品質会議）に至って、1990年代以降の国際的な統計品質論議は、各国統計から国際統計に及ぶより全面的な論議になった。本ノートは、第一に、国際統計における統計品質論議の経過を簡単に示し、そこには統計利用者重視など統計制度論の要素がふくまれていること等を指摘し、第二に、特に国際統計の品質をめぐる論議の一部を一国際統計の特徴と品質論の基礎になる国際統計の原則案および将来戦略—について紹介し、いくつかのコメントを加え、第三に、日本をふりかえる。ここでは、政府統計活動では、統計品質に関してなお関心が弱いこと、現下の統計改革論議では、品質論議の受けとめる点で弱いこと、さらに、その根本に統計学の理論的枠組みが、これらを殆ど、あるいは部分的にしか受け止めない形になっていることを指摘し、今後に向けて幾つかの指摘をした。以下の構成で叙述する。

1. 統計品質論の概略と経過

1.1 統計品質論の対象と枠組み / 1.2 経過 / 1.3 前進点と残された問題

2. 国際統計の品質論議

2.1 Q2004サテライト会議—国際統計の品質論議の開始 / 2.2 サテライト会議の結論の要点 / 2.3 国際政府統計の原則をめぐる / 2.4 E.Giovanniniの指摘

3. 統計品質論に照らした日本の政府統計活動と統計改革論議そして統計学

1 統計の品質論の概略と経過【付属資料1.2.3】

1.1 統計品質論の概要

(1)品質概念の拡大。特に1990年代以降特に活発化した国際的な統計品質論議は、狭い「非標本誤差+標本誤差」論議から根本的ともいべき拡大・深化をみた。筆者はこれらの点について過去に説明した³。ここでは付属資料1-5のOECD統計局長のE.Giovanniniからの引用で説明に代える。「品質は通常は、利用者のニーズの見地からの『利用への適合性 (fitness for use)』と定義される。この定義は今では、品質が正確性と同一視されていた過去に通常使われていたものよりもより広い。今では他の重要な次元があることは一般的に認められている。例え、データが正確でも、もし有用であるには遅すぎて生産されていたり、容易にアクセスできなかつたり、あるいは他のデータと矛盾するよう見えるなら、良い品質であると言うことはできない。このように、品質は多側面的概念とみなされている。最も重要な品質特性は、利用者グループごとに異なる利用者の見地、

¹ 本稿は、経済統計学会第49回全国研究総会(2005年9月2-4日)における特別報告セッション「政府統計の改革」での報告・配布資料を若干補強したものである。

² 法政大学・日本統計研究所/経済学部

³ 伊藤(1999)、伊藤・千葉(2001)他

ニーズと優先度に依存する。」【諸機関によるその他の説明は、付属資料1.1～1.7】

- (2)この統計品質の評価の対象は何かについて、筆者は、①統計データ（一次、加工、分析・予測結果）、②統計基準・統計方法、③一国統計制度・活動、とかつて区分した。論議が多様に広がってきている現在も品質評価対象に関する一つの整理であると考えている。
- (3)この過程で、品質評価の基礎として、ヨーロッパに出発した「政府統計の原則の基本原則」が改めて重要視された。国際統計の品質を論じるために、「国際政府統計の原則」が設定されるべきとされ、案が練り上げられている。この原則案については後に詳しくとりあげる。
- (4)統計の品質評価の枠組みとしては、上の原則に対応して、①主な次元として、適合性 (Relevance)、正確性と信頼性 (Accuracy)、適時性と定時性 (Timeliness and Punctuality)、アクセス可能性、明瞭性、比較可能性、整合性、利便性その他が提唱された。そしてこれら各次元の②構成要素、さらに構成要素を示す③指標、が設けられて、具体的実践の進捗が、これら指標で表現されることになる。
- (5)このような品質（評価）枠組みにそくして、①評価者としては、自己、同業者(peer)、第三者がありうるものとされ、また②評価方法として点数や A.B.C・・・などのランク法あるいは文章表現による評価、さらに総合点評価か項目別評価などがありうるものとされ、③更にこの結果の公表の是非や公表手段（媒体）等が論じられている。そして、実際に国際機関や各国機関による実際の統計生産物の評価の公表が広がりつつある。一国統計制度の peer review としてカナダ統計家によるスイス連邦統計（2000年）やハンガリー国家統計制度（2001年）の評価は国際的な注目をよびおこした。
- (6)もとより、品質改善は不断に続けられるべきものである。品質評価枠組みは、統計生産・統計加工過程にわたって生かされ、統計における品質管理運動として内実化されている。ここでは、統計分野に先立って早くから品質管理運動を展開してきた一般の企業や組織の品質管理手法の適用の是非が論じられ、取捨選択のうえ、実際に適用されている。

1.2 経過

統計の品質の重要な次元である正確性については19世紀から論議があるし、公開性・透明性や高潔性 (integrity) などは、例えばアメリカ合衆国では1970年前後からとりあげられている。次元の幾つかが順次用意されつつも、これら諸次元が体系的に論議されるようになったのは、やはり1990年代以降であろう。この経過の背景や規定諸要因についても筆者はこれまで論じてきているので年表を示すだけにして立ち入らない【付属資料2 統計品質論関係年表】。

この統計品質論議は、カナダ統計局、Eurostat、IMF、ヨーロッパでの国際会議、ISIとその下部学会—特にIAOS—、そして主要国での意識的追求を経て展開してきた。1997年代後半からのIMFのGDDSの立ち上げや特にQ2001.Q2004が促進の契機になっており、さらにQ2006が呼びかけられている。

1.3 その現段階と残されている問題

次項2で紹介する国際統計の品質論議をふまえてであるが、先取りして、統計品質論の現段階での前進点と残されている問題を示しておく。

1.3.1 前進点。(1)全面化。国際統計の品質も集中的・本格的に論議されて、品質論議は全面化した。

(2)詳細化。品質評価の諸側面の分析が詳細化し、そこでは①統計原則が意識され、②次元、③次元の構成要素、③実践をチェックするための構成要素の指標化として評価枠組みとして整理の試みがあり、諸次元、構成要素、指標についての論議も多様に展開している【付属資料6】。

(3)諸次元－諸要素が、品質管理・品質評価実践で使用可能なように操作化された。

(4)実際への適用での前進がある。これら品質論が実際の統計活動に適用され、評価され、公表されつつある。個別データの各機関による自己評価・公表には一定の進展がある。しかし、統計制度・活動に対する第三者評価とその結果の公表は、なお、わずかである。

(5)以上の統計品質論は、一般社会の企業、組織、大学をふくめて一層活発化している国際的な品質評価や格付け（公表）の動向の一環であり、企業では早くから積み上げられてきた品質管理論の理論と実践の統計活動分野への適用である。ここには、顧客あるいは消費者・利用者本位、従業員のイニシアチブ重視、情報公開などの重要な見地が含まれている。

1.3.2 残されている問題点等。(1)かつて筆者が指摘した品質要素の並列主義から脱して論議が豊富になった。後述するが、①統計の原則を基礎におくことが共通認識となりつつある。その上で、例えば、付属資料6で示したように本資料翻訳論文2(表1)に提案されている国際政府統計の品質枠組みでは、②次元は、品質の前提条件、品質次元(1.高潔性、2.方法論的堅実性、3.正確性と信頼性、4.利便性、5.アクセス可能性)に分けられ、その次元の下に③品質構成要素がかかげられている。例えば、4.利便性の下に、4.1適時性と定期性、4.2 一致性、4.3 改訂政策とその実施、がある。こういった整理の試みがあるが、国際機関や国によって次元の数と区分内容は違い(若干の例は付属資料3.1～3.3)、また次元と構成要素とはしないで、構成要素を並列したままの場合もある(付属資料3.4)。

(2)上記と関連して、①各次元とその構成要素さらには、実践との接点になる構成要素の指標の対応関係、そして②諸次元・構成要素の間の相互関係をめぐって概念をふくむ検討は引き続きの課題である。これまでのいわば正確性(標本誤差+非標本誤差)中心に論議の成果と限界を確かめ、他方で日本における社会統計学で論じられてきた「統計の真実性=正確性と信頼性」というシェーマの、特に、信頼性概念を現在の品質論にいう適合性や利用者ニーズとの対比で検討する必要がある。同時に、構成要素が次元にまたがる場合や、構成要素間のトレードオフ関係を明確にしながら、機関毎に実践をチェックするための対応する具体的指標を提示していく必要がある。

(3)現在の国際的品質評価論は、積極的側面があるが、多くの適用では、コスト削減や効率化本位の中で、トップダウン的に構成員の意向を十分には汲み上げず、人員削減や長時間労働を要求する傾向も一部にみられる。品質管理の一般理論も、統計品質論も機関・組織のトップによるリーダーシップの発揮と同時に、品質改善意識を構成員が共有しながら創意を発揮するボトムアップがあつて、制度や機関が健全に発展することを本来的に

- は指摘している。トップダウンに走る場合には、構成員の意向が汲み上げられているか、その品質改善の方向が何か等、社会的機能や結果も複眼で見る必要がある。
- (4)各国については国際機関・地域国際機関の枠組みの適用が各国の条件に即しているかどうかの検討が必要である。

2 Q2004 サテライト会議【付属資料4-国際統計原則案, 5-品質の諸次元の相違(機関別), 6-国際政府統計の品質枠組み(QFIS)・・・】

2.1 Q2004 サテライト会議－国際統計の品質論議の開始

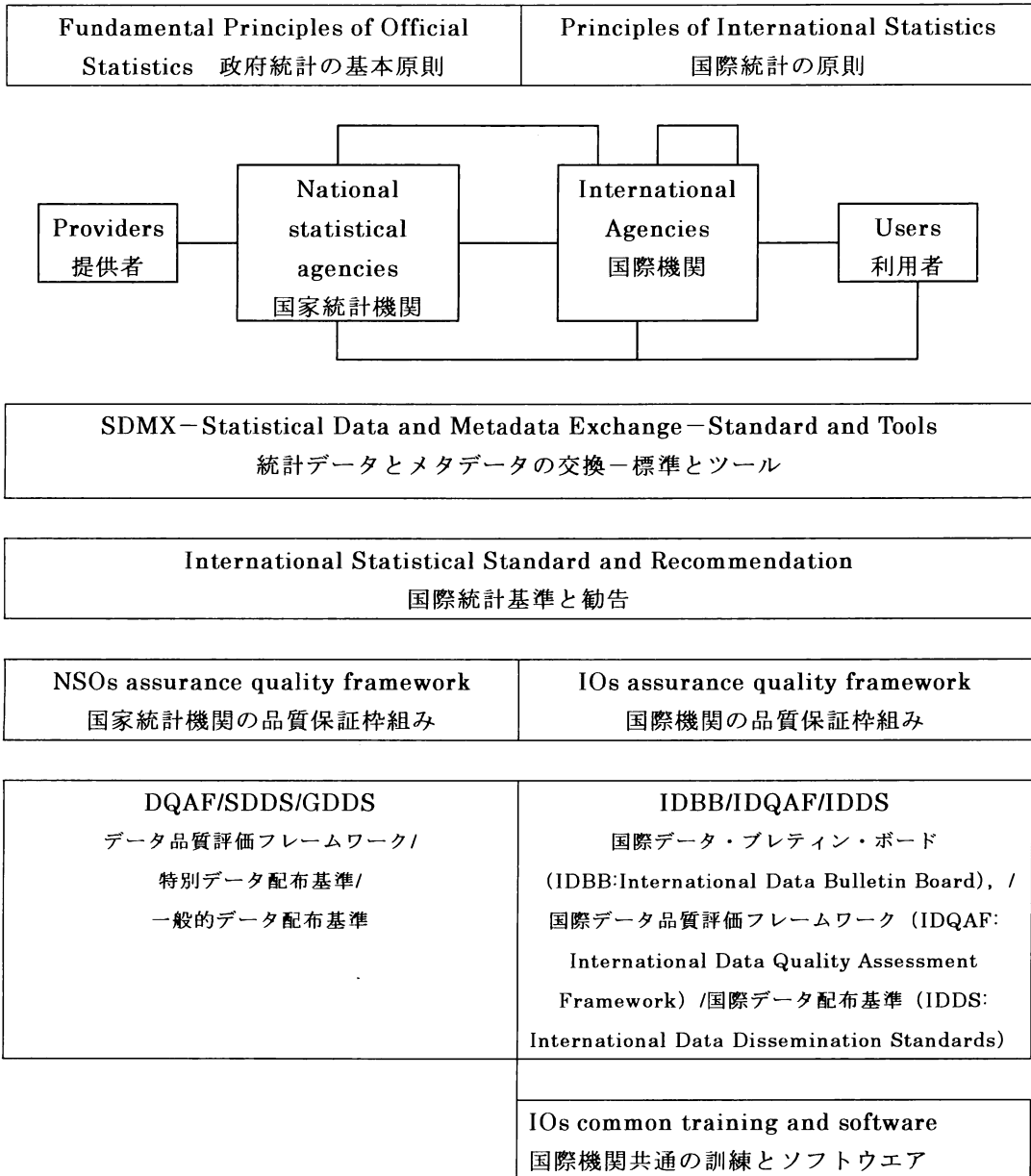
IMF, 世界銀行, OECD 他の国際機関は, 各国統計の品質の向上を指導してきた。しかし, 国際機関自身が編集・発行する統計の比較可能性を中心とする統計の品質の本格的論議は意外にも機関を超えて体系的には行われてこなかった。この検討が Q2004 会議に続く Q2004 サテライト会議(2004年5月27-28日, ウイスバーデンーこの会議は参加者からみて closed の会議だったと思われる)で本格的にスタートした。この経緯は本資料の翻訳論文1に示されているので, ここでは立ち入らない。

2.2 サテライト会議の結論の要点

本冊子の翻訳論文1により詳しく記述されているが, 会議の結論を更に縮約すると以下の通りであった。

- ①国別レベルで品質論の基礎になる「政府統計の原則」と同様に、「国際統計原則宣言」の用意が有効である。
- ②国際統計機関と各国統計機関には, 情報生産過程に関して, データの収集とその変形/生産という点で類似性がある。国際機関では, データ提供者は各国であり, 変形/生産は「データの妥当性の検討, データの国際基準に適合させること, 指標の計算, データ集合の配布, 及び政策的利用の促進を通じて付加価値をつけることを狙いとしている。」
- ③品質に関する討議は国レベルに関してより発展している。そこでの品質の次元は国際統計にもあてはめられるが, 国際統計レベルでは二つの特別な次元がある。すなわち, (i)カバレッジ—どれだけ多くの国・地域のデータが入手可能か, (ii)比較可能性—異なる国・地域の情報はどの程度比較可能か, である。
- ④各国データの「品質評価」枠組みと区別して, 国際統計については「品質保証」枠組みと呼ぶのが有効である。
- ⑤国際協力に関して, 調整/標準化/統合が有効とされ, これに向けて「了解メモ」を取り付けながら進むことが有効である。
- ⑥国際的統計局向けの「メタデータ言語」の開発と IT の利用は重要である。SDMX が優れた協力例である。
- ⑦協力のためには, 図1の枠組みが有効である。
- ⑧フォーラムとしてのCCSAが重要であり, 権限が強化され, 各国統計家が国際的品質基準についてさらに論議を継続する必要がある。

図1 国際統計の品質枠組みのための協力



2.3 国際政府統計評価の枠組み—国際政府統計の原則を中心に—

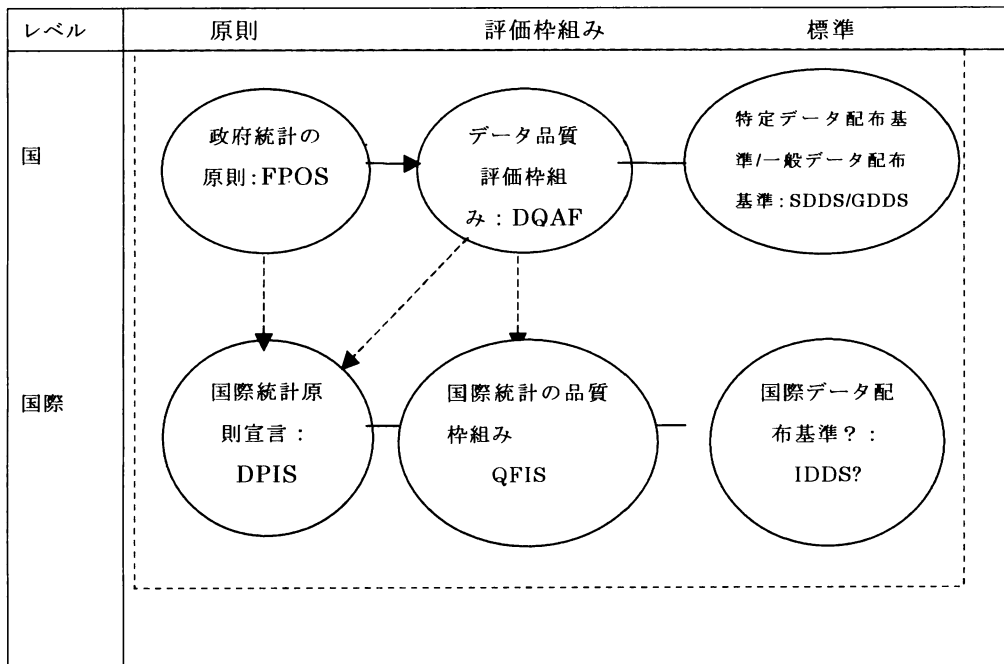
2.3.1 国際統計機関の特殊性。 国連統計部長（当時）他による翻訳論文2では、国際統計機関と国の統計活動の違いをより立ち入って次の点にみている。「(i) 比較可能な法的環境はない、(ii) 国際機関は、国際統計基準を調整し、諸国とこの基準を実施するために協力する、(iii) 国際的なデータ収集は通常一次データから直接的にはなく、各国統計制度から「収集」する、(iv) 国際統計機関は、回答の無い諸国について推定値を提供する（「空

白を埋める」) ことと、一連の出版サイクルの中で、報告された国のデータを、時期と地理的領域にわたって国際的に比較可能にすることによって、付加価値をつける、(v) (下位) 地域と世界の推定値は合計して提供される、(vi) 国際データの利用者の世界としては、国際機関自体の世界的政策策定者、多国籍企業と外国投資家、世界的研究者の世界そして大規模な大衆がある」。

また、IMFとEurostatが各国レベルでの統計を改善する上でイニシアチブをとったし、その枠組みは有用であるとしたOECDのE.Giovanniniは「国際機関によって配布される統計の品質は二つの側面に依存する。受け取った国家統計の品質と、データとメタデータの収集、処理、分析、配布という内部的過程の品質である [参照 Holt, 2000]。したがってIOによって生産された統計のあらゆる包括的品質枠組みも両方の見地を考慮している」(本資料, p.72) といい、他方で国際機関が各国の枠組みに統計基準等の採用をよびかけ、あるいは義務付けて影響を行使する、と述べ、OECDの枠組みを紹介し論評している。

2.3.2 国際統計の品質枠組みとその基礎としての国際政府統計の原則。翻訳論文2は、各国レベルのデータ品質枠組みは発展しているのです、これらを国際統計にどう適用できるかを検討しつつ、国際統計の品質評価枠組みを提起した【翻訳論文2-表1、本資料 p.21】

図1



(1) 基礎としての統計原則。ここでの論議では、まず品質論議の基礎に、1992年にヨーロッパで提起されて、1994年に国連統計委員会で採択された「政府統計の基本原則」がある点が論じられる。確かに、品質次元ないし品質構成要素のかなりは、政府統計原則の文言の中にあるものを端的に示したものといえるし、この原則は国際的な共通認識となってい

る点で品質論議の重要なひとつの基礎ないし前提になりうる。とはいえ、1990年代前後からの品質論議の出発から、政府統計原則が基礎であることが明確に自覚されていたのではなく、品質論議の拡大の中で、改めて基礎になることが確認されたという色合いが強いように思える。この認識と共に、国際統計の品質論においても国際的統計原則が設定され、基礎におかれるべきものと構想されている。この関係は図1に示されている。Q2004 サテライト会議では訳出した国連統計部による第2論文が、国際統計の原則案についての検討の様子を伝えている。政府統計の原則と国際統計原則案の対比が翻訳論文2の付録3にあり、本稿でも付属資料4として再録した。

(2)政府統計の原則の経緯 統計サテライト会議の論議の中には、まず各国レベルに適用されるべき政府統計の原則についての一定の回顧的論評があるのでこれを紹介しておこう。

「国際統計原則宣言 (DPIS) と政府統計の基本原則 (FPOS) の注目すべき違いは、DPIS がより詳細化されていることである。FPOSは非常に簡潔である。これはその時点で本文について合意を得る唯一の方法であった。しかし、FPOSは1994年に採用されて以来、広く討議され、解釈され、説明されてきた。次第に、それらの意味する点への共通の理解に到達した。DPISを起草することの意図は、それらの達成の長所を活用することであり、そういった原則を規定するだけでなく、原則の各々と関連する良い実践を定式化することであった」(本資料p.18)。「何故、一多かれ少なかれ一完全に対応する原則を持つDPISとFPOSの本文が異なるのか? ある者は、起草者たちがFPOS本文をより丁寧に追い、厳密に必要な文章(の一部)の数語だけを置き換えることができた論じるかもしれない。これが行われなかった理由は様々ある。何よりも、FPOSの本文は、必ずしも簡潔ではなく、ありうるべき適切さを持たないと考えられた」。

すなわち、政府統計の原則も、制定時に合意を急ぎ重視して簡単でありすぎたこと、その後10年以上にわたって活発な統計品質論議を経験した現在の照らすと今日では十分なものとはいえないという認識に至っていることがわかる。したがって、政府統計の原則も十分に批判的検討の対象とされるべきであろう。

(3)国際政府統計原則の練り上げ。国際統計をめぐる品質論のための枠組みを設定するにあたって、政府統計の原則に対応する国際統計の原則の立案が図られた。これはCCSAがまず国連統計部 (UNSD) に国際政府統計の原則宣言 (DPIS) 起草を依頼し、UNSDは作業を開始した。この過程で、政府統計の原則 (FPOS) は、「必ずしも簡潔でなく、ありうるべき適切さを持たない」とみなされたのである。そして、DPISの現在の案では原則の各条実践をもふくめることになり、さらに国際統計の現実に対応させるために、政府統計原則とはかなり違うものになっている。これは政府統計原則を再吟味する上で、また国際統計の品質を理解する上でのヒントになる。DPISとDQAFとの比較検討と今後に向けての展望として以下があげられている。【これは翻訳論文2の表2に対応しての説明なので、この表を参照しながら読んでいただきたい】。

1. 原則1の下での勧告された実践は「統計の編集と配布は不偏性に基づくべきであり、結果は同時にすべての外部の利用者に利用可能とされるべきである」というものである。すべての者への等しいアクセスは、当初の内部的利用者が、それらが公的に発表される

前に、定期的に統計をみている幾つかの組織にとっては受容可能ではないことが注意すべき点である。

2. DPISに欠けている実践は、DQAFの指標1.2.4、すなわち「方法論、データ源、と統計技法における主な変更について事前の告知が与えられる」である。この要素を追加することが適切かどうかは論議されるべきである。
3. 不偏性のもとではDPISは、政府統計の配布の参照文献、多様性/ジェンダーの尊重、および現行で周知の倫理的行為のためのガイドライン、をふくむように練り上げることができる。
4. 方法論的堅実性(原則8)の次元では、概念、範囲と分類、及び記録の基礎の一層のねりあげによって、特定のマクロ経済的データ集団の配布基準の発展と結びつきを可能にする。
5. DPISは、中間的データと改訂の分析を扱っているDQAF指標3.4と3.5について特別言及していない。これをDPISに含めるかどうかは一つの論争点である。
6. DQAFの指標4.1.1と4.1.2は適時性と定期性は、国際統計の配布基準が設定されない限り論議の余地をもつが、少なくとも一層の標準へのつながりをもたらす。
7. DQAFは一貫性(4.2)と改訂(4.3)についての全体的指標を含む。全般的な定式化によって、特に改訂の日程をDPISに導入できる。
8. データのアクセス可能性についてのDQAF指標5.1.1～5.1.5はDPISにとっても適切である。これは、適切なデータ提示、事前に声明された予定に従っての公表、および請求に基づく秘匿性を持たない部分的合計の入手可能性である。DPISがどれだけ詳細で規範的であるかについてのより一般的論議に従って、DPIS内にかかげるに値する。
9. 利用者に対する援助についてのDQAF指標5.3は、コンタクトパーソンと出版物カタログの利用可能性を通じて、適切であり、先の8で言及した限定に従いながら、DPISにかかげるに値する。

(4)QFIS後の課題 DPISとQFIS設定後の課題としては、以下の点が掲げられている。「自己評価、同僚の検討、あるいは参加国による外部評価のいずれかを通じて、既存の国際的データベースとそれらの生産過程へのその適用である。この脈絡で、討論の次のラウンドは、明白なデータ集団に特有の配布基準をそういった評価に使うことができるかどうかという問題に焦点をあてることになるのを予測するのは難しくはない。」

2.4 E.Giovanniniの指摘

本冊子の翻訳論文4、5はUNDPから『人間開発報告書』作業において直面する国際統計の整合性の欠如の説明とこの解決へ向けての提起、世界銀行開発データグループから、ミレニアム開発目標との関連でPARIS21の活動の紹介である。これらはわれわれ国際統計の利用者が直面する問題⁴を、報告書の作成者としてズバリ指摘している。しかし、これには立ち入らない。

⁴ 伊藤陽一(1993)他で扱った。

収録した OECD の統計局長の論文（翻訳論文 3。翻訳論文 6 はさらに発展させてサテライト会議後に書かれている）が、翻訳論文 1, 2 の基礎ともなっており、国際統計の問題の解決方向を示唆している。指摘の重要な部分をこれまで論じてきたことと重複する部分は避けてまとめてみる。

第一に、今日の統計情報をめぐる環境に関して、国家および国際統計機関は、専門的品質を持たない統計情報があふれる巨大な数のデータ提供者のいる競争市場で争うことになっているという。「ごく少数の個人による民間機関が行った調査および/あるいは計量経済的推定値が、論議の余地のない「事実」として提示され、コメントされている」ともいう。

第二に、E.Giovannini は①IMF と Eurostat のイニシャチブを重要なものとみなし、それぞれを紹介しこれらをふまえて、OECD の品質枠組みガイドライン (QFOS) を開発したという。これはカナダ統計局が開発したイニシャチブと類似しているという。②国際統計の品質は、各国統計の品質とデータ・メタデータの収集・処理・分析・配布という内部過程の品質、に依存するといひ、③OECD の QFOS は四つの要素、すなわち、(i)品質とその次元の定義、(ii)原則と品質ガイドライン、(iii)品質保証手続き、(iv)統計活動を定期的に評価する手続き、からなる、という。

第三に、国際統計の品質論議と協力の立ち遅れの理由として、(i)国際機関が自らを国際統計の一部であり、国際機関を統計改善を進めるパートナーとしてみてこなかった、(ii)統計機関はそれが属する国際機関内部で異なる役割と位置を持ち、機関内の統計活動の調整能力に違いをもつ、(iii)国際機関相互が新しい統計ニーズに対応して競争下にある、(iv)国際統計機関の統計活動を調整する機能を持つ国連機関の力は弱く、共通戦略を発展させなかった、(v)統計活動は、国際機関の活動のごく小さな部分であり、ICT の導入などは他部門の動向に依存し、共同綱領やソフトウェアの開発などの機会を持たなかった、をあげている。2002 年に CCSA が設置されて SDMX の開発タスクフォースの発足などの動きが開始されたが、全般的な戦略は不足している、という。

第四に、国際統計に幾つかの重要問題の現状を論じ解決方向を指摘している。

(1) 国際比較可能性。 経済統計の比較可能性の向上は明らかだが、グローバル化の進行と新たな世界的プレイヤー（ロシア、中国、インド）などの参加もあってなお満足いくものではないとし、(i)地域間の比較可能性の継続的評価、(ii)メタデータをふくめて、国際統計基準の実施の多角的監視の実施、(iii)専門的援助と国家統計の品質改善のための圧力行使のための活動の調整、(iv)各国データの調整での IOs の強い役割、をあげている。

(2) 適時性の改善。 適時性の改善は国と国際機関の両方にとって絶対的に必要なことになった。これまで改善があり、最善の努力を払ってきたが、さらに多くを行うべきといひ、国際機関間でのデータシェアリング・モデルを提起する。

(3) 時系列の延長。 重要経済系列の時系列の一貫性は利用者にとって重要であるが、分類や作成方法の改訂が時系列の長さ（遡及推定値の提供）を制約することがあるという問題である。ここでは IOs が系列の中断の扱いに関して各国のデータ提供者への勧告の開発、各国機関と共同で定義し、同意を得たアプローチの採用、を提起している。

(3) 統計データとメタデータの無料のアクセスの拡大。 各国や Eurostat がその統計の

無料配布に進む中では、収入の減少という問題を抱えるが、配布のツールの改善のための必要な投資を行い、生産物の付加価値を高めることへの投資、そして IOs が相互を競争者とみるのではなく、配布費用を減少させる協力者として動くべきであると指摘する。

(4) 各国のデータ提供者の負担軽減。各国の IOs へのデータ提供数は増加しており、各国の利用資源が減少する状況下では、データの正確性と比較可能性を損なう危険がある。しかし、発展する ICT を活用するなら、初期投資を要するが効率性と信頼性における収益は大きいという。SDMX はそういった努力のひとつであり、IOs 間のデータシェアリング、データとメタデータ収集のための共通の綱領を發展させ、データ要求を最小にしてデータ移送の経路の効率性を改善すべきと指摘する。

第五に、E.Giovannini は第四で紹介した改善に向けての諸方策とともに、最後に「国際統計改善の共通戦略」を、概要以下のとおり語っている。すなわち、

- (1) 制度整備、文化的変化、技術協力の強化という 3 つの柱についての改善が必要である。
- (2) 国家統計と IOs を比較すると、IOs は包括的アプローチの開発からはほど遠いが、国家統計機関で開発されているものから多くを学ぶことができる。
- (3) 改善への第一段階は、国際統計原則の確認とこれに基づく品質保証枠組みの開発、第二段階は、このためにシステムとしてのフォーラムの創設、第三段階は、データ生産過程での改善に対する公的評価の必要にそって、国家統計における DQAF, SDDS, GDDS に対応する国際レベルでのそれ (IDQAF と IDDS) の發展、第四段階は、SDMX イニシャチブを国家統計との密接な協力のもとでの、統計生産過程のための IT による解決法の技術的開発との統合の動力源とすること、であるという。
- (4) スタッフ交換のプログラムと共通トレーニングイニシャチブが必要である。
- (5) CCSA の役割が基本的であり、その活動を強化する必要がある。

3. 統計品質論に照らした日本の政府統計活動と統計改革論議そして統計学

以上、Q2004 サテライト会議に示されている国際統計品質改善への主な論議を示してみた。これらの論議は、すでにまとめたように、われわれが、本統計研究参考資料でこれまで紹介してきた 1990 年代後半の Eurostat の論議や 2001 年の Q2001 での論議よりは更に發展をみている。日本での統計活動や改革論議もこれら統計品質論議の展開を念頭におきながら進められるべきと考える。以下、日本の政府統計活動、現下の統計改革論議、そしてさらに統計学そのものについて、ごく簡単にコメントしておく。

3.1 日本の政府統計活動

(1) 日本の政府統計周囲での統計品質論の検討や活動への取り入れは弱い。

- ① 統計調整機関等からの一般的『統計品質(評価)ガイドライン』該当文書の発行がなく、
- ② 府省庁が生産している統計データに関して統計品質論を基礎において自己評価であれ、品質報告は提出されていないようである。
- ③ 統計品質論に関する国際会議や、統計品質に言及のある統計関連会議等への参加、更に

は報告もあり、その会議参加報告も書かれているが、概してみれば、一過性的に受け止められ、政府統計活動の基本に据えられてはいないように見受けられる。「基本原則」も内発的ではなく外部から与えられた感が強い。

- (2)ちなみに、各国で開発され、実践に移されている統計品質ガイドライン以前の、しかし、品質論議を念頭に入れ、そして品質論の基礎とされる「国際（政府）統計の基本原則案」に照らして、日本の統計を見るとどうなるか。表1として再整理し評価欄を空のまま付け加えて示してみた。勿論、この表は国際統計を評価対象としたものであり、各国レベルには馴染まない項目もある。原則項目だけを見ると、日本もこれに沿っているという評価になる可能性がある。しかし、実践項目ではどうか。この実践的要請は絶えず発展している。これら実践項目には、日本の関係機関に5ないし4の評価を与えたいものがあると見てよかろう。
- (3)以上の立ち遅れは、日本の場合には、分散的統計制度の下での統計調整機関の弱さ（「指令塔」の欠如）や専門的政府統計家（Chief Statistician）の育成の問題、統計利用者（あるいはcustomer）本位（ここでは政府機関や経済団体等に限らず、利用者として国民一般を重視する点が肝要）の意識の立ち遅れ等々がある。そして根本的には下の3.3でふれる統計学における基礎的理論枠があると考えられる。この基礎的理論枠の欠如は日本特有ではない。

3.2. 現下の統計改革論議

- (1)現下の統計改革論議でも、統計品質論が大きく前提されているとみえない。
- (2)これまで一部紹介してきたように、統計品質論は、統計関係情報の公開、アクセス可能性、品質保証等（明らかに一般国民をふくむ）広範な統計利用者を念頭に置いて、政府統計活動への広い理解や支持の獲得を意識しての展開である。
- (3)統計改革論議も当面の必要におされてしまうと、「小さな政府」論や予算制約下でのコスト削減や「民間委託」を主要動機にして統計制度の大計を見失う危惧をもつ。
- より根本的な統計品質論を基礎におくことが求められる

3.3 統計学—統計品質論を受容し発展させる理論的枠組みの欠如—

- (1)現行の多数派的統計学は、これら統計品質論議を位置づける枠組みを持たない。ここで多数派的統計学と言うのは、数理統計技法を統計学のすべてとみなす議論をさす。筆者は、数理統計学と社会統計学の並存、両者間の相互前提と摂取が望ましいと考えてきたし、数理統計学の成果の社会統計学への摂取、さらには共同しての手法の開発が重要だと考えている。ここで筆者が想定する社会統計学（あるいは社会・経済統計学）とは、(i)社会・経済統計資料を前提し、(ii)統計生産論（公表、貯蔵をふくむ）、(iii)統計指標論、総合加工論（SNA等）をふくむ統計加工・利用論からなると考え、(iv)以上の各構成部分において、科学的方法と同時に現実の政府統計活動や制度の両方を論じるべきものである。小さな部分の差異はさておき、重要な点は社会（・経済）統計学として(iv)を持っていることである。そしてこの流れは、日本統計学会の創設時の統計学であり、今日、政府統計家の教育等には不可欠なものとしてテキスト（『統計実務基礎知識』など）としても使われている内容にかなりの部分が対応する。

表1 国際統計原則宣言案に照らした日本の統計活動

この原則宣言案は国際統計を前提している。ここでの国際機関を日本の統計機関、国際統計を日本の統計と読み替えて見てみると、どうなるか。5 (best practice) ,4.3.2.1 で評価すると？

原則	実践	評価
原則1：適格的で偏らず、すべての者が等しくアクセス可能な国際政府統計は、世界情報システムの重要な要素である。	1. 国際機関は、その内部と外部の利用者と定期的に協議し、そのニーズが満たされていることを確かめるべきである。	
	2. 機関の統計活動プログラムは、その適切性を確保するために定期的に審理されるべきである。	
	3. 統計の編集と配布は不偏性に基づくべきであり、結果は同時にすべての外部の利用者に利用可能とされるべきである。	
	4. 国際政府統計は原則的には無料とされるべきである。	
原則2：政府統計への信頼は、それらが利害の対立とは無縁で、専門的基準に厳密にそっているという認識に基づいている。	1. 機関は、機関全体の統計活動を調整し、政府統計についての国際会議で機関を代表する機関をふくめて、その統計プログラムを実施する一つ以上の単位を指定すべきである。	
	2. 機関は、専門的考慮に基づいて方法や用語を使用すべきである。	
	3. 継続的な方法上の改善が積極的に追求され、統計の品質を管理・改善するシステムが整えられるべきである。	
	4. 統計出版物においては、一方で統計的・分析的コメントと、他方での政策を規定し、主唱的なコメントとの間に明確な区分がおかれるべきである。	
	5. スタッフを激励して、訓練課程に参加し、分析作業を行い、科学的論文を発表させ、セミナーや会議に参加させることは、統計単位で働いているスタッフの専門的レベルを高める。	
原則3：統計の生産において用いられる概念、定義、出所、方法および手続きは科学的基準にかなない、利用者に透明なものとされるべきである。	1. 機関は、彼らが使用する概念、定義およびデータ収集と処理の手続き、行っている品質評価を記録し、それらを公衆がアクセス可能にすべきである。	
	2. 統計の配布に際して、最初は他のものによって収集されたデータを再利用するときには、機関は、同意された引用の基準を使いながら、オリジナルのデータ出所に体系的な信用を与えるだろう。	
	3. 機関は、統計のそれぞれの重要な集団に対してどの系列が権威あると考えられるかに同意するべきである。	
原則4：機関は統計の誤った解釈及び誤用について意見を述べる権利を持つ。	1. 機関の統計単位は、彼らが配布する統計の意識的な誤った解釈や誤用に対応するべきである。	
	2. 機関の統計単位は、重要な利用者グループのための教材を開発して統計の利用を強めるべきである	
原則5：諸国からのデータ収集に関して、機関は、適時性、品質の他の側面、費用、各国政府の部門の報告負担を適切に配慮して、最も適切なデータ源と方法を選ぶべきである。	1. 機関は、彼らの統計の適時性の改善について体系的に作業するべきである。	
	2. 機関は、データの収集計画を含む、機関のプログラムの統合的な提示に貢献し、空白や重複が明確に可視的で、対処できるようにする。	
	3. 収集された統計は、要求に応じて無料で、他の機関と共有されるべきである。	
	4. 機関は、各国によるデータの提供を促進する方法の開発を継続すべきである。	

	5. 機関は、彼らが諸国から受け取るデータを編集する資格を持つが、彼らが適用する編集機構について透明であるべきである。	
	6. 機関が諸国でデータ収集を実施するときには、政府統計の国別機関が正式に関与し、政府統計の基本原則が適用されることを保証すべきである。	
原則6：機関が、自然人と法的単位であれ、各国の秘匿性規則に従う小さな集計数についてであれ、個別的データを扱う場合には、それらのデータは厳密に秘匿されなければならない。統計目的以外に用いてはならない。	1. 機関は、個人、世帯、企業および他の個別的回答者のデータについて、指定された統計単位の外部での直接的あるいは間接的な開示を防止する手段を整えるべきである。	
	2. そういった個別的データは、諸国が同意した法的備えがあり、回答者がそうすることに対して告知を受けての同意を与えているのでなければ、公表されたり共有されたりされるべきでない。	
	3. 機関は、秘匿性という要請を維持しながら、誠意ある研究者による一層の分析のために匿名マイクロデータセットを提供する方法と手続きを開発すべきである。	
原則7：機関は、その統計活動についての権限を公衆に通知しなければならない。	1. データがどのように収集・処理・配布される方法についての文書のみならず、統計活動プログラムに関する決定は公にされるべきである。	
	2. 統計会議の文書と報告は、公衆が入手可能にされるべきである。	
原則8：機関は、各国および国際的な政府統計にとって適切な標準を、それが専門的に堅固であるが、実際に役立ち、実行可能性を持つことを保証しながら発展させるべきである。	1. 機関は、方法、標準、優れた実践の開発と普及をふくめて、国際的統計プログラムの開発において、各国の統計局や政府部門の統計単位の体系的に関与すべきである。	
	2. 機関は、彼らが責任を持つ標準に関する実行問題で諸国に助言するべきである。	
	3. 機関は、彼らが責任を持つ合意された標準の実施を監視すべきである。	
	4. 公的に合意された標準は公にされ、インターネット上で無料で入手可能にされるべきである。	
原則9：統計における二国間及び多国間の協力は、関係する統計家の専門的成長と機関及び各国での統計の改善に貢献する。	1. 機関は、必要などときにはいつでも二国間および多国間の協議を行い、特に国際統計会議に参加すべきである。	
	2. 機関は、その統計活動のための共通の概念、分類、基準と方法に関する合意を得るために体系的に活動するべきである。	
原則10：機関は各国と地域の統計システムの発展を促進するために、諸国と協力し、知識を共有するべきである。	1. 協力プロジェクトは、すべての主な利害関係者の完全な参加を促進しながら、利用者 の要請に基づくべきである。	
	2. 協力は各国資源を補うべきである。受け手の国家統計制度や政府が指導力を発揮するようにエンパワーしながら、地域の状況と統計発展の段階を考慮するべきである。	
	3. 協力は、政府統計の国別発展のためのバランスを持った全体的戦略的枠組みや作業プログラム内に位置づけられるべきである。	
	4. 協力は、努力の重複を避け、補完性と相乗作用を激励するために、ドナーの間と国の統計システム内の異なる機関の間で調整されるべきである。	

数理的技法を中心とする統計学は、世界や日本の現実の社会・経済問題が切実に必要としている統計品質論、統計指標論、統計能力構築論議、ミレニアム開発目標や人間開発をめぐる統計的諸問題を受け止める理論枠を持たない。

国際的場面での論議を進めている統計家・統計研究者自身が、実は、(ここまでの展開には優れたものがあるが)現実からの必要に依拠するだけで、社会統計学という理論枠を持たないでいる。社会(・経済)統計学の再提起・発信の必要を覚える。

(2)社会統計学におけるいわゆる「(科学)方法論説」もまた、品質論議の重要な部分に対応し、政府統計活動や国際論議に基礎を与える枠を持っていないと思われる。

3.4. 日本での品質論議の活発化に向けて

現在の政府統計の改革論議は、統計生産から統計法や分散的統計制度の検討にまで及んでいる。報告者は統計品質論は不断に進められるべき性質のものと受け止めており、当然のことながら現在の論議にも統計品質論が組み入れられるべきであると考える。

統計品質日本の統計活動や統計論議での統計品質論の導入や活発化のためには、多くの手立てがあろう。幾つかを指摘すると、(i)まずは、品質論議の必要性の認識のために、国際統計論議における社会統計学問題への注目・検討、(ii)統計原則や品質論議の展開の消化、日本・アジアに即しての接收あるいは新たな展開への貢献、(iii)これらを保証する制度・装置的手立てとして、統計研究者と統計家の交流を一段と強化させること(更に具体的体制一部会設置、学会を超えて部会他がありえて良い)、がある。

文献 [ここでの日本語文献には、統計品質論をふくむ最近の国際統計動向、日本での統計改革論議に関わる比較的最近の重要なものを掲げている。統計品質論との関係で、今後の統計改革論議に注目していく上でのベースとしての文献リストでもある。]

伊藤陽一(1993)「労働統計の国際比較をめぐって」伊藤・岩井・福島『労働統計の国際比較』、梓出版社、第1章

伊藤陽一(1999) 翻訳・論文『統計の品質』をめぐって—翻訳と論文』『統計研究参考資料』(法政大学日本統計研究所) No.61

伊藤陽一・千葉敦司(2002) 翻訳・論文.『統計の品質』をめぐって—翻訳と論文(2)』『統計研究参考資料』 No.79

熊埜御堂武敬(2004)「官庁統計の質と手法に関するヨーロッパ会議(Q2004)に参加して」『統計情報』 AUG

川崎茂(2005)「日本の統計制度を考える—国際比較の観点から」『統計』1月号

北田祐幸(2003)『第13回WSCAP統計委員会』結果報告『統計情報』 FEB

内閣府経済社会統計整備推進委員会(2004-2005)「議事概要、第1回~第8回会議結果」

— (2005)『政府統計の構造改革に向けて』

平井文三(2003)『国家人間開発報告のための統計に関する地域セミナー』について(1)~(2)『統計情報』 JAN-FEB

— (2003)「ADB/PARIS21 共催『ASEAN 諸国のための統計能力構築に関するハイレベル

- フォーラム』について」『統計情報』MAR
- － (2005)「ニュー・パブリック・マネジメントと統計制度改革の展望—諸外国における統計業務の民間委託の法規制を手がかりとして—」『統計』1月号
- 福井武弘(2001)「政府統計の質に関する国際会議について」『統計』9月号
- 松田芳郎(2005)「世界の常識は日本の非常識・日本の常識は世界の常識—統計法の改正の必要性」『統計』1月号
- － (2005)「究極の『報告者負担の軽減』方策実現の前に立ち止まって考える—『統計法』改正のあり方—」『統計情報』FEB
- 渡辺秀一(2004)「第1回 OECD 統計委員会報告」『統計情報』SEP
- － (2005)「『統計指標に関する世界フォーラム—統計, 知識, 政策』報告」『統計情報』FEB
- Giovannini, E. & Ward, D.(2004) “Quality Framework for OECD statistics getting our own house in order”. (本冊子翻訳論文3)
- Giovannini, E. (2004) “Towards a common strategy of international organizations to improve the quality of international statistics” (本冊子翻訳論文6)
- Eurostat(1998)*Standard Quality Report* (統計研究参考資料 No.61 に訳出)
- Fantpm.N.(2004) “Introducing a PARIS21 study of the international statistical system] in relation to MDG indicators—Monitoring the Millennium Development Goals:current weaknesses and possible improvements” (本冊子翻訳論文5)
- Fu.H(2004) “Data inconsistency, statistical credibility and the Human Development Report”. (本冊子翻訳論文4)
- Havina, I., Kamanou, G., Schweinfest, S. & de Fries, W.(2004) “Squaring the quality circle —Towards a Quality Framework for International Official Statistics” (本冊子翻訳論文2)
- IMF(2004)*Guide to the General Data Dissemination System(GDDS)*
- OECD(2003)*Quality Framework for OECD Statistical Activities* (Version.2003/1)
- Statistics Canada(2003)*Statistics Canada Quality Guidelines*
- UN Statistical Commission, ECOSOC(2003) “Implementation of the Fundamental Principles of Official Statistics- Report of the Secretary-General” E/CN.3/2004/21
- UNSD(2004)“Follow up to the Q2004 Satellite Conference on data quality for international organizations”. (本冊子翻訳論文1)

付属資料 1～6 (仮訳)

付属資料 1 品質に関する幾つかの説明例

1.1 Statistics Canada (2002) *Quality Guideline*

「政府統計の品質について標準的定義はないが、(各国および国際的統計)機関の間では、品質とは「利用にたいする適合性 (fitness for use) という広い観念を具体化するものである」という一般的容認がある。利用に対する適合とは、分散や偏りという統計的品質概念だけでなく、統計情報が如何に効果的に利用されるかを決定する適合性 (relevance) や適時性 (timeliness) といった他の特徴をも含む。

品質のこの広い定義は、総合的品質管理 (TQM) が提出した類似の見地とあい等しい。ある部分で、利用者に受け入れ可能な品質あるいは適合性の水準を達成し、維持するために、TQM は以下のことを主唱する。すなわち、顧客 (client) のニーズを知り、理解すること、彼らのニーズをみたすことと関連した意思決定に被用者を参加させること、そして方法と過程の改善を継続的に追求すること、である。これら3つの信条へのこの注目によって、品質の改善は、他のあらゆる組織と同じように、統計機関にもあてはまるものになる。品質ガイドラインは、重大なニーズを満足させ、先取りする信頼できて客観的な (reliable and objective) 統計情報を開発し配布するためのカナダ統計局の長期にわたる努力とともに、これら3つの原則を反映している。

品質の要素

カナダ統計局は統計情報の品質あるいは「利用に対する適合性」を、6つの構成要素あるいは次元、すなわち、適合性、正確性、適時性、アクセス可能性、翻訳可能性 (interpretability)、および整合性の点から定義する。」

1.2 ONS-UK(2005) *Guidelines for Measuring statistical quality*, A.3

「品質」という用語は、それが使われる脈絡によって、多くの異なる意味を持つ。統計的産物の品質は、最も通常には、産物が利用者のニーズにどれだけ見合って (meet) しているか、あるいはそれらが、「目的に合致 (fitness for purpose)」しているかどうか、という言い方で定義される。この定義は、その産物の意図した用途次第で、何が品質を構成するかに関する様々な見地を可能にする、相対的なものである。

統計生産物の品質の測定は、利用者に対して、利用者の意図した用途に対してそのデータが十分な品質を持つか、持たないかを判断するための十分な情報を提供することに関わっている。

利用者が、産物とそのニーズに見合っているかどうかを自ら判断できるためには、産物の提供者がヨーロッパ統計制度 (ESS) の、表 A.1 に示した6つの品質次元についての品質を報告すること勧告されている。このガイドラインのB部門で、これら6つの次元をめぐって、品質尺度および指標が開発されてきた。品質についての優れた要約は、6つのESS品質次元の各々についての品質尺度と指標を含むべきである。

1.3 Eurostat(2005) *Quality measures for economic indicators*, p.2

「Eurostat は、生産物の品質に焦点をあてて品質枠組みを定義した。データの品質は、6つの次元から作り上げられる。すなわち、適合性 (relevance)、正確性 (accuracy)、適時性と定時性 (timeliness and punctuality)、アクセス可能性と明瞭性 (accessibility and clarity)、比較可能性 (comparability)、及び整合性 (coherence) である。標準品質報告は、品質指標に向けられた標準的手続きのリストとともに定義されている。」

1.4 Eurostat(2003) *Foreign trade statistics—Quality Report* p.3

「序

0.2 品質とは何か?

統計における品質は、Eurostat と加盟国が同意した諸要素に依拠すると想定されており、以下のものをふくむ。

適時性 (Timeliness) は、出版日程、対象期間、その他の扱いに関わる。

正確性 (Accuracy) は、除外、範囲閾、無回答、調整、管理と訂正、秘匿性を扱の扱いに関わる。

アクセス可能性 (Accessibility) は、入手可能性、データへのアクセスの容易性、異なる書式、およびデータ配布の状況、その他の扱いに関わる。

明確性 (Clarity) は、データが十分に記録されていることを保証すること、データの利用および解釈での援助、その他の扱いに関わる。

比較可能性 (Comparability) は、空間および時間にわたっての外国貿易統計の集合間の概念的相違の扱いに関わる。

整合性 (Coherence) は、(例えば、国際収支や国民勘定といった) 他の出所から作られる統計と、外国貿易統計がどの程度一致する (compatible) かの扱いに関わる。」

1.5 E.Giovannini(2004) OECD

「2.1 国家統計の品質枠組み

品質は通常は、利用者のニーズの見地からの「利用への適合性」と定義される。この定義は今では、品質が正確性と同一視されていた過去に通常使われていたものよりもより広い。今では他の重要な次元があることは一般的に認められている。例え、データが正確でも、もし有用であるには遅すぎて生産されていたり、容易にアクセスできなかつたり、あるいは他のデータと矛盾するよう見えるなら、良い品質であるということとはできない。このように、品質は多側面的概念とみなされている。最も重要な品質特性は、利用者グループごとに異なる利用者の見地、ニーズと優先度に依存する。

過去10年にわたって、幾多の国際機関と国家統計機関が、統計の品質枠組みの開発と実施に特別に対して注目してきた。例えば、IMF、ヨーロッパ連合統計局(Eurostat)、カナダ統計局その他の国家統計局が様々なデータ品質の構成要素を確認し、そして/あるいは、その組織と生産するデータの品質を改善するための品質枠組みを採用した。結果として、幾多の国家統計機関が現在、彼らが生産するデータの品質を継続的に分析し改善する品質管理アプローチを使っている。」

1.6 IMF(2004) *Guide to the General Data Dissemination System(GDDS)*

「 C GDDS の目的

10. 構造化された過程として、GDDS は統計的ニーズに見合うことを狙う。国際的な経済的、金融的活動の統合の増大は、時がたつと共に一層複雑化しているマクロ経済的管理の課題を支えるための広範な経済的その他のデータへの需要を強いものにした。

11 したがって、GDDS は3つのカナメになる領域、すなわち、データの品質、統計制度の開発計画、データの配布、をとりあげる。これら3つの優先的領域はともに、統計的發展のための長期政策を定式化するための堅固な基礎になる。

・品質はGDDSでは二つの異なる背景において、すなわち、この制度の第一の目的(データ品質と呼ばれる)として、そして、この制度の具体的次元(品質と呼ばれて、第II節でとりあげられる)として、使われる。この制度の第一の目的(objectives)は、統計データの属性とされる第一の意味に関連する。GDDSの第一の到達点(goals)は、統計制度内の統計データが、高度な基準の優秀性を保障する原則と実践に対応して作成され配布されることを確実にすることである。隠して、この税度は堅実な方法論的諸原則の応用、厳密な作成実践の採用、専門性ろ客観性を保証する手続きの使用、それとともに、統計の十分な配布、を基礎におく。GDDSは適時性が基本になる場合をとりあげることを意図しておらず、品質の高い統計を配布する力量を構築することに焦点をおく。これはすべての統計制度にとっての適切な長期的到達点である。さらに、この到達点に至ることは、適時性が主な優先点である場合に利用されるべきデータは、将来において、これを到達点としない場合よりも遥かに有用であることを保証するはずである。IMFの統計部がデータ品質評価枠組み(DQAF:Data Quality Assessment Framework)を開発してきたのは、データ品質についてのこの広い脈絡の下においてである。DQAFに関する情報は、Data Quality Reference Site(<http://dsbb.imf.org>)で見ることができる。

.....

17 「GDDS 文書」は

当為制度の以下のような4つの特徴(「次元」)に関連するデータ作成と配布についての目的を提起している。

・第一の次元は、経済的、金融的、社会・人口学的データに及ぶもので、この制度が、加盟国にその生産と配布を勧告している。そういったデータの配布が、マクロ経済政策の形成と敬座管理の透明性にとって不可欠であるというのが、GDDSの基本的信条なのである。この次元は、データのカバレッジ、定期性、適時性を扱う。

・品質はGDDSの第二の次元をなす。この次元はこの制度がとりあげるデータの品質を利用者が評価することを助けるために利用できる情報をとりあげている。特に、GDDSは(a)方法論とデータ出所に関する文書の配布と(b)構成部分の詳細、関連データとの折り合い、そして統計的フレームワークに関する文書の公開、とを呼びかけている。

・利用者の世界が統計制度が生産するデータに信頼をおく(have confidence)ことが必須なので、第3の次元は、データの高潔性(Integrity)をとりあげる。統計生産機関の客観性と専門性は、実践と手続きの透明性に宣言されているように、利用者による信頼のカナメになる要素である。この次元の中で、この制度は、4つの基本的な要素を認定している。すなわち、(a)政府統計が生産される機関と条件、(b)発表前のデータへの政府の内部的なアクセスの確認、(c)統計公表に際しての大臣の論評の確認、および(d)改訂情報の提供と方法における大きな変更の事前通知、である。

・公共財としての政府統計の性格は、利用可能で、十分な形で利用者への配布を前提している。したがってGDDSの第4の次元は、公衆のアクセス(access by public)である。GDDSでは利用に関する2つの要素すなわち、(a)発表予定の事前の配布、(b)総ての関係者への同時公表、が特に注目されている。

ボックス GDDSの4つの次元

1. データカバレッジ、定期性および適時性：信頼でき(reliable)、包括的(comprehensive)で適時的(timely)な経済的、金融的、社会・人口学的データは、マクロ経済的パフォーマンスと政策にとって不可欠である。

GDDSはしたがって表1に叙述されているデータの配布を勧告する。

2. 品質：データ品質は高い優先度を持つべきである。データ利用者は品質と品質改善を評価するための情報を提供されるべきである。GDDSは以下を勧告する。

- ・統計を用意する際に使用される方法と出所に関する文書の配布
- ・構成部分の詳細、関連するデータとの折り合い、統計的クロスチェックを支援し合理性(reasonableness)の保証を提供する統計的枠組みの配布

3. 高潔性(Integrity)：公衆に情報を提供する目標を満たすために、政府統計はその利用者からの信頼を得なければならない。逆に、統計への信頼は、究極的には、統計を生産している機関の客観性と専門性の信頼の問題になる。実践と手続きの透明性は、この信頼を創り出す際にカナメの要因である。GDDSはしたがって以下を勧告する。

- ・政府統計が生産される時期と条件の、個別に識別できる情報の秘匿性に関する点を含めての配布
- ・公表前のデータへの政府内部でのアクセスの確認
- ・統計発表の際の省庁の論評の確認
- ・改訂情報の提供と方法における大きな変更の事前通知

4. 公衆による利用・政府統計の配布は、公共財としての統計の基本的特性である。公衆による容易で類似した利用は基本的要請である。GDDSは以下を勧告する

- ・事前の公表日程の配布
- ・すべての関係者への同時的発表

付属資料2 統計品質論関係年表

年次	品質への取り組み事項	背景	文献（世界・日本）
	1970年代から例えば、合衆国統計では、Integrity その他統計品質の広い次元が個別的には論議されてきた。		
1985	8 ISI 専門家の倫理宣言		
1991		The Economist 国別統計制度評価ランキング	
1992	4 ECE 政府統計の原則	国連環境開発会議	
1993	11 ESCAP 統計委員会・基本原則検討統計専門家 WG：ヨーロッパ原則の国際的採用を強調	▼The Economist 国別統計制度評価ランキング ▼ 国連世界人権会議 ▼ 9 合衆国大統領実行令 12862(政府活動の顧客重視)	
1994	4 国連統計委員会が「政府統計の原則」を採択	▼国連人口開発会議 ▼ 94-95 国際金融危機⇒ IMF での統計重視	Eurostat, 統計品質研究に着手
1995	10 IMF の委員会 2 層の基準の設置を承認	▼ 国連社会開発サミット ▼ 国連第 4 回世界女性会議	Statistics Canada , Quality Guideline.1st ed.
1996	3 IMF : SDDS 立ち上げ		
1997	12 IMF : GDSS 立ち上げ		
998	9. IAOS 「統計の品質」セッション(アグアスカリエンティス,メキシコ)		6. IMF : :Guide to GDSS 予備版作成・配布 Eurostat:Standard Quality Report
1999		11 PARIS21 設立	12. 『統計の品質』をめぐって一翻訳と論文』『統計研究参考資料』No.61
2000	▼5 IMF:GDSS ウェブサイト開設 ▼カナダ統計家によるスイス連邦統計制度の Peer Review	▼国連総会・サミット：ミレニアム開発目標 ▼IAOS:『統計、開発と人権』	OECD 統計の品質ガイドライン
2001	▼5.14-15 「政府統計の品質に関する国際会議」(Q2001) ストックホルム ▼カナダ統計家によるハンガリー国家統計制度の Peer Review		
2002	▼ CCSA 発足 ▼ SDMX タスクチーム設置	▼3.IMF:Guide to GDSS ▼10SIAP/UNDP : Regional Seminar on Statistics for NHDRs ▼第 13 回 ESCAP 統計委員会	9. 『統計の品質』をめぐって一翻訳と論文(2)』『統計研究参考資料』No.79
2003	▼10 OECD : Quality Framework and Guidelines for OECD Statistical Activities (Version 2003/1)	▼ 3. 国連統計委員会「政府統計の基本原則の実施状況」E.CN.3/2004./21 ▼UNSD: Hdb of St.Organization	
2004	▼ 5.24-26 「政府統計における品質と方法に関するヨーロッパ会議-Q2004」, マインツ, ドイツ ▼5.27-28 「国際機関のデータ品質に関する会議」(Q2004 サテライト会議) ドイツ, ウィスバーデン	▼OECD 第 1 回統計委員会 ▼ 10 IMF : Guide to GDSS 更新 ▼OECD:World Forum on Key Indicators	7 ONS-UK : The Guideline for Measuring Statistical Quality(Version1.1)
2005		▼ 『統計の品質-国際統計をめぐって: Q2004 サテライトから一翻訳と論文(3)』 『統計研究参考資料』 No.89 ▼ 『統計の品質-Q2004 から一翻訳と論文(4)』 『統計研究参考資料』 ?(予定)	
2006	European Conference on Quality in Survey Statistics,24-26April.Cardiff, Wales,UK		

付属資料3 品質の諸次元と構成要素—幾つかの例【付録5にも一部提示】

3.1 ONS-UK(2005)Quality Guideline A3

品質の次元

定義	主要な構成要素
1 適合性 (Relevance)	
統計生産物が利用者のニーズにカバレッジと内容において適合する程度	適合性についてのあらゆる評価が以下を考慮する必要がある <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計の利用者が誰であるか ・ 彼らのニーズは何か ・ 生産物は、彼らのニーズにどれだけうまく対応しているか
2 正確性 (Accuracy)	
推定された結果と（未知の）真値の間の近さ	正確性は標本誤差と非標本誤差とに分けることができる。ここで非標本誤差は以下のものである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ カバレッジ誤差 ・ 無回答誤差 ・ 測定誤差 ・ 処理誤差 ・ モデル想定誤差
3. 適時性と定時性 (Timeliness and Punctuality)	
適時性は公表とデータが対象としている期間との間の空白である。定時性とは、公表の実際期日の予定期日からの遅れをさす。	適時性と定時性の評価は、以下の点を考慮すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産時間 ・ 発表の頻度 ・ 発表の定時性
4. アクセス可能性と明確性 (Accessibility and Clarity)	
アクセス可能性は、利用者がデータを利用できる容易さである。それはまたデータを利用できる書式と補助的情報の利用可能 (availability) 性に関連する。明確性は、メタデータ、説明および付随的助言の質と十分性に関連する。	入手可能性と明確性が対象とする具体的領域には次のものがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 分析者のニーズ ・ 情報を突き止めるための援助 ・ 明確性 ・ 配布
5. 比較可能性 (Comparability)	
データを比較できる時期と領域の程度	比較可能性は、次の点の比較可能性の点でとりあげられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間 ・ 空間的領域（例えば、国内、国、国際） ・ 領域あるいは副母集団（例えば、産業部門、世帯類型）
6. 整合性 (Coherence)	
異なる出所あるいは方法によって引き出されたが、同じ現象に関わっているデータが同じである程度	整合性は次のものの間の整合性の点で取り上げられるべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 異なる頻度で生産されたデータ ・ 同じ社会・経済的領域での他の統計 ・ 出所と生産物

3.2 Statistics Canada(2002), Quality Assurance Framework p.3

情報品質の6つの次元

次元	説明
適合性 (Relevance)	統計情報の適合性は、それが顧客の真の必要に適合する度合いを反映する。それは、利用可能な情報が、利用者にとって最も重要な問題に光をあてるかどうかに関わっている。適合性を評価することは、利用者の様々のニーズに依存する主観的な事柄である。カナダ統計局の課題は、所与の資源制約の中で、最も重要なニーズを可能な限り満足させる政策 (program) を作成するために、現在のそして潜在的利用者の矛盾する諸ニーズにウエイトを付け、バランスをとることである。
正確性	統計情報の正確性は、それが測定しようとした現象を正しく叙述している度合いである。それは通常、統計敵推定値の誤差という見地から特徴づけられており、伝統的には、偏り (体系的誤差) と分散 (ランダム誤差) という要因に分解されている。それはまた、潜在的に不正確性の原因となる誤差の主な源泉 (例えば、カバレッジ、標本、無回答、回答) の見地からも叙述される。
適時性	統計情報の適時性は、その情報が関連する対象時点 (あるいは対象期間の終わり) と、その情報が利用可能になる日時との間の遅れである。これは、典型的に、正確性とトレードオフの関係になる。情報の適時性はその適合性に影響を与える。
アクセス可能性	統計情報のアクセス可能性は、それがカナダ統計局から獲得できる容易性である。これは、情報の存在を確認できる点での容易性や、その情報にアクセスできる書式あるいはメディアの適切性 (suitability) を含む。この情報の費用はまたある利用者にはアクセス可能性の一見地になりうる。
解釈可能性 Interpretability	統計情報の解釈可能性は、それを適切 (appropriately) に解釈し利用するために必要な補助的情報やメタデータのアクセス可能性である。この情報は普通、基礎にある概念、使われた変数と分類、データ収集と処理の方法、および統計情報の正確性の表示、におよぶ。
整合性	統計情報の整合性は、時間にわたる広い分析的枠組みの内部で、統計情報が他の統計情報と一括することに成功する度合いを反映する。諸サーベイにわたる共通の方法の使用がそうであるように、標準外延、分類、目標母集団の使用が整合性を高める。整合性は、必ずしも数字的に完全な一貫性を意味しない。

3.3 Giovannini,E(2004) OECD

「QFOS は四つの要素を持つ¹。すなわち、品質とその次元の定義:OECDの統計活動がそれに基づいて行われる一連の広い原則と統計生産過程のすべての局面をカバーする品質ガイドライン、提案された新しい統計活動の品質を保証する手続き、そして既存の統計活動を定期的に評価する手続き、である。OECDは品質を七つの次元からみる。すなわち、適合性 (relevance)、正確性 (accuracy);信用性 (credibility)、適時性 (timeliness)、アクセス可能性 (accessibility);翻訳可能性 (interpretability) および整合性 (coherence) である。他の要因は費用効率性 (cost-efficiency) である。これは、厳密に言えば品質次元ではないが、統計生産物に対するOECDの七次元のうち可能な一つ以上の適用において、なおひとつの重要な考慮事項である(OECD, 2003)。

品質次元に加えて、国連政府統計の基本原則を主要な参考文献にして、OECD統計家にとっての中核的価値として次のものが確認されている。:

- (a) OECD統計は、偏りの無い基準で編集され利用可能とされ、統計データの収集、処理、貯蔵および配布の方法と手続きに関する厳密な科学的原則と専門家倫理にしたがって生産される。
- (b) OECDは、その統計を生産するために採用されたデータ源、方法、手続きに関する科学的基準に従って統計情報を提示する。
- (c) 統計編集のためにOECDが収集している個別データは、厳密に秘匿性を持つものと考えられ、統計目的

¹ この枠組みは、OECDの統計活動が組織されている分散型モデルを考慮し、様々な局で働いている統計家との広い協議を経てデザインされてきている。

だけに使われている。秘匿データをいかなる開示からも完全に保護することを保証する特別な手段が講じられる。

- (d) OECDの統計システムが従っている内部的ルールおよび手段は公開される。
- (e) OECDはその統計活動を国家統計局および他の国際組織との調整の下に遂行することを約束する。
- (f) OECDはすべての国の政府統計のシステムの発展に貢献するために、統計の双務的および多角的協力を発展させることを約束する。
- (g) 資源利用の制約の中で、OECDのデータ生産物はOECDの品質枠組みに概略を示した七つの品質次元のそれぞれで最大可能な全体的品質を持つものである。品質の保証に関わる努力は統計活動の規模、活動の目的、およびその頻度（すなわち、それは定期的に繰り返されるのか、ときおりのものか、一回限りのものか）に対応する。」

3.4 SFSO (Swiss Federal Statistical Office) における政府統計の定められた品質目標と要請

品質要請	品質基準
適合性	1 定められたニーズへの適合が狙われたか
	2 優先度の設定
	3 データの最新で定時的な提供
	4 バランスのとれた費用-効果
透明性	5 データが使用される方法の宣言
	6 再生産可能な方法
信頼性	7 科学的方法の使用
	8 全部性を持つ (complete) データ
	9 正確な (precise) データ
	10. 信頼できそう (plausible) なデータ
	11 代表性のある (representative) データ
比較可能性	12 同一の基準(norms)や方法の使用
	13 整合性のある (coherent) データ
中立性	14 客観的なデータ
	15 SFSOの専門的独立性
安全性	16 データの安全
	17 データ保護 (個人の保護)
アクセス可能性	18 包括的なデータ分析
	19 適切な形式でのデータのアクセス可能性
	20 顧客支援

付属資料4 国際政府統計の原則（改訂2版，2004年5月）²

国際政府統計において活動している国際機関は

政府統計は持続可能な経済的・社会的開発にとって不可欠であることを念頭におき、国際統計システムを調整し、改善するための国連統計委員会や国際機関の努力を想起し、

また、国連統計委員会による1994年4月11-15日の特別会期における政府統計の基本原則の採択と、1999年3月1-5日の第30会期における統計における技術協力での優れた実践の宣言の採択を想起し：

政府統計への公衆の信頼は、統計家の専門的独立性と不偏性、彼らによる科学的で透明な方法の使用、そして統計情報へのすべての者の同等なアクセスに基づいていることを念頭におき、その活動と協力のために以下の原則と実践に同意した。

原則1：適合的で偏らず、すべての者が等しくアクセス可能な国際政府統計は、世界情報システムの重要な要素である。

合意された実践

1. 国際機関はその内部と外部の利用者と定期的に協議し、そのニーズが満たされていることを確かめるべきである。
2. 機関の統計活動プログラムは、その適合性を確保するために定期的に審理されるべきである。
3. 統計の編集と配布は不偏性に基づくべきであり、結果は同時にすべての外部の利用者に利用可能とされるべきである。
4. 国際政府統計は原則的には無料とされるべきである。

FPOS（政府統計の基本原則）： 政府統計は、経済・人口・社会・環境の状態についてのデータを政府、経済界及び公衆に提供することによって、民主的社会的な情報システムにおける不可欠な要素を提供している。この目的のため、国民の『公的な情報利用に対する権利』を尊重するように、政府統計機関は、実際に役に立つ政府統計を偏りなくまとめ、利用に供しなければならない。

原則2：政府統計への信頼は、それらが利害の対立とは無縁で、専門的基準に厳密にそつているという認識に基づいている。

合意された実践

1. 機関は、機関全体の統計活動を調整し、政府統計についての国際会議で機関を代表する機関をふくめて、その統計プログラムを実施する一つ以上の単位を指定すべきである。
2. 機関は、専門的考慮に基づいて方法や用語を使用すべきである。
3. 継続的な方法上の改善が積極的に追求され、統計の品質を管理・改善するシステムが整えられるべきである。
4. 統計出版物においては、一方で統計的・分析的コメントと、他方での政策を規定し、主唱的なコメントとの間に明確な区分がおかれるべきである。
5. スタッフを激励して、訓練課程に参加し、分析作業を行い、科学的論文を発表させ、セミナーや会議に参加させることは、統計単位で働いているスタッフの専門的レベルを高める。

FPOS： 政府統計への信頼を保持するために、統計機関は、科学的原理と専門家としての倫理を含む厳密に専門的な見地から、統計データの収集、処理、蓄積及び公表の方法及び手続を決定する必要がある。

²（原注）：実際の草稿では、実践には番号がなく、小丸が付けられている点に注意していただきたい。番号付けは、付録1の表の作成を容易にするためにだけ使われた。

（注）：伊藤が□内に政府統計の原則を入れて対比できるようにした。この原則は、総務省統計局のウェブサイト（index/gensoku/index.html）に掲載されている。本冊子の訳文は、官庁統計を政府統計と言い換えるなど、幾らかの違いをもつ。

原則3：統計の生産において用いられる概念、定義、出所、方法および手続きは科学的基準にかない、利用者に透明なものとされるべきである。

合意された実践

1. 機関は、彼らが使用する概念、定義およびデータ収集と処理の手続き、行っている品質評価を記録し、それらを公衆がアクセス可能にすべきである。
2. 統計の配布に際して、最初は他のものによって収集されたデータを再利用するときには、機関は、同意された引用の基準を使いながら、オリジナルのデータ出所に認証を与えるだろう。
3. 機関は、統計のそれぞれの重要な集団に対してどの系列が信頼できると考えるかに同意するべきである。

FPOS: データの正しい解釈を促進するため、統計機関は、統計の情報源、方法及び手続きに関する情報を科学的基準に従って提示しなければならない。

原則4：機関は統計の誤った解釈及び誤用について意見を述べる権利を持つ。

合意された実践

1. 機関の統計単位は、彼らが配布する統計の意識的な誤った解釈や誤利用に対応するべきである。
2. 機関の統計単位は、重要な利用者グループのための教材を開発して統計の利用を強めるべきである。

FPOS: 統計機関は、統計の誤った解釈及び誤用に関して意見を述べる権利を有する。

原則5：諸国からのデータ収集に関して、機関は、適時性、品質の他の側面、費用、各国政府の部門の報告負担を適切に配慮して、最も適切なデータ源と方法を選ぶべきである。

合意された実践

1. 機関は、彼らの統計の適時性の改善について体系的に作業するべきである。:
2. 機関は、データの収集計画を含む、機関のプログラムの統合的な提示に貢献し、空白や重複が明確に可視的で、対処できるようにする。
3. 収集された統計は、要求に応じて無料で、他の機関と共有されるべきである。
4. 機関は、各国によるデータの提供を促進する方法の開発を継続すべきである。
5. 機関は、彼らが諸国から受け取るデータを編集する資格を持つが、彼らが適用する編集機構について透明であるべきである。
6. 機関が諸国でデータ収集を実施するときには、政府統計の国別機関が正式に関与し、政府統計の基本原則が適用されることを保証すべきである。.

FPOS 統計目的のデータは、統計調査又は行政記録などすべての種類のデータ源から入手し得る。統計機関は、品質、適時性、費用及び報告負担の観点からデータ源を選定するべきである。

原則6：機関が、自然人と法的単位であれ、各国の秘匿性規則に従う小さな集計数についてであれ、個別的データを扱う場合には、それらのデータは厳密に秘匿されなければならない、統計目的以外に用いてはならない。

合意された実践

1. 機関は、個人、世帯、企業および他の個別的回答者のデータについて、指定された統計単位の外部での直接的あるいは間接的な開示を防止する手段を整えるべきである。
2. そういった個別的データは、諸国が同意した法的備えがあり、回答者がそうすることに対して告知を受けての同意を与えているのでなければ、公表されたり共有されたりされるべきでない。
3. 機関は、秘匿性という要請を維持しながら、誠意ある研究者による一層の分析のために匿名マイクロデータセットを提供する方法と手続きを開発すべきである。

FPOS: 統計機関が統計作成のために収集した個別データは、自然人又は法人に関するものであるか

によらず、厳重に秘匿されなければならない、統計目的以外に用いてはならない。

原則7：機関は、その統計活動についての権限を公衆に通知しなければならない。

「統計システムを運用するための法律、規則及び諸手続は、公にされなければならない。」

合意された実践

1. データがどのように収集・処理・配布される方法についての文書のみならず、統計活動プログラムに関する決定は公にされるべきである。
2. 統計会議の文書と報告は、公衆が入手可能にされるべきである。

FPOS: 統計システムを運用するための法律、規則及び諸手続は、公にされなければならない。

原則8：機関は、各国および国際的な政府統計にとって適切な標準を、それが専門的に堅固であるが、実際に役立ち、実行可能性を持つことを保証しながら発展させるべきである。

合意された実践

1. 機関は、方法、標準、優れた実践の開発と普及をふくめて、国際的統計プログラムの開発において、各国の統計局や政府部門の統計単位に体系的に関与すべきである。
2. 機関は、彼らが責任を持つ標準に関する実行問題で諸国に助言するべきである。
3. 機関は、彼らが責任を持つ合意された標準の実施を監視すべきである。
4. 公的に合意された標準は公にされ、インターネット上で無料で入手可能にされるべきである。

FPOS 国内統計機関間の調整は、統計システムの一貫性及び効率性を達成するために不可欠である。

原則9：統計における二国間および多国間の協力は、関係する統計家の専門的成長と機関及び各国での統計の改善に貢献する。

合意された実践

1. 機関は、必要なときにはいつでも二国間および多国間の協議を行い、特に国際統計会議に参加すべきである。
2. 機関は、その統計活動のための共通の概念、分類、基準と方法に関する合意を得るために体系的に活動するべきである。

FPOS 国際的な概念、分類及び方法を各国統計機関が用いることは、政府のすべてのレベルでの統計体系の整合性及び効率性を向上させる。

原則10：機関は各国と地域の統計システムの発展を促進するために、諸国と協力し、知識を共有するべきである。

合意された実践

1. 協力プロジェクトは、すべての主な利害関係者の完全な参加を促進しながら、利用者の要請に基づくべきである。
2. 協力は各国資源を補うべきである。受け手の国家統計制度や政府が指導力を発揮するようにエンパワーしながら、地域の状況と統計発展の段階を考慮するべきである。
3. 協力は、政府統計の国別発展のためのバランスを持った全体的戦略的枠組みや作業プログラム内に位置づけられるべきである。
4. 協力は、努力の重複を避け、補完性と相乗作用を激励するために、ドナーの間と国の統計システム内の異なる機関の間で調整されるべきである。

FPOS 統計における二国間及び多国間の協力は、すべての国の政府統計システムの改善に寄与する。

付属資料5 品質の諸次元の相違（機関別）

	QFIS(国際統計の品質枠組み)			IMF	OECD	Eurostat	Canada	
1	品質 の 前提	法的・制度的環境						
2		調整						
3		資源						
4		適合性 Relevance				1. 適合性	1. 適合性	1. 適合性
5		技術協力・諮問						
6		品質意識						
7	品質 の 次元	高潔性 Integrity	専門性 Professional-ism		3.高潔性 Integrity	3. 信用性 (credibility)← Integrity		
8			透明性 Transparency					
9			不偏性 Impartiality	倫理				
10		方法的堅実性 Methodological Soundness			2 品質 Quality			
11		正確性 Accuracy and Reliability				2.正確性	2.正確性	
12	利便性 Service- ability	適時性と周期 Timeliness and Periodicity			1 データ ーカバレッジ, 定時性, 適時性	4.適時性	3.適時性と定 時性	2.適時性
13		整合性 Consistency						
14		政策の改訂と実施 Revision policy and practice						
15		アクセス 可能性	データへのアクセス 可能性		4.アクセス 可能性	5.アクセス可 能性	4.アクセス可 能性と明瞭性	3.アクセス 可能性
16	Accessi- bility	メタデータアクセス 可能性						
17		利用者の援助						
18					6.翻訳可能性		4.翻訳可能性	
19		整合性 Coherence			7.整合性	6.整合性	5.整合性	
20		比較可能性 Comparability				5.比較可能性		
21		両立性 Compatibility						
22		全部性 Completeness						
23					8.費用効率性	(7. 費用)		

(注) : 付属資料6の第一、第二欄と諸機関の提示している次元とを伊藤が対比させた。

(出所) : Havinga.H & others(2004)“Squaring the quality circle – Towards a Quality Framework for International Official Statistics “ Annex 1

IMF(2004) *Guide to the General Data Dissemination System(GDDS)*

OECD(2003) *Quality Framework for OECD Statistical Activities* (Version 2003/1)

Eurostat(1998) *Standard Quality Report* (統計研究参考資料 No.61 に訳出)

Canada(2003) *Statistics Canada Quality Guidelines*

付属資料6 国際政府統計の品質枠組み (QFIS), IMFのデータ品質評価枠組みと政府の国際統計の原則宣言の国連草案 (DPIS) の総合

QFIS 品質次元	QFIS 構成要素	QFIS 指標	国際統計の原則宣言 (DPIS) との関係
品質の前提条件	0.1 法的・制度的環境は統計に対して支持的である。	0.1.1 統計の収集、処理、配布の責任が明確に指定されている。 0.1.4 統計の報告が、法的命令およびあるいは反応を激励する手段によって保証されている。 0.1.2 (移動) 0.1.3 回答者のデータは秘匿され、統計目的だけに使われる。	7.1 データが収集、加工、配布される方法についての文書とともに、統計活動プログラムに関する決定は公表される。 7.2 統計の会議向けおよび会議の報告文書が公表される。 6.1 機関は、個人、世帯、企業および他の個別的回答者のデータの直接的あるいは間接的開示を防止する手段を実施する。 6.2 そういった個別的数据は、国が同意した法的準備があり、回答者が告知を受けた上での同意を与えるのでなければ、公開したり共有されない。 6.3 機関は、秘匿性の要請を維持しながら、本物の研究者による一層の分析のために匿名のマイクロデータを提供する方法と手続きを開発する。
	調整 (要素として追加)	収集された統計は要求に基づいて他の機関と無料で共有される 0.1.2 データの共有と国際的および国のデータ生産機関の標準の発展と実施における調整が十分である —データ収集および配布についての統計調査、方法および標準の発展に諸国を組織的に関与させる —必要ときには二国間および多国間諮問を受け、国際統計会議に参加する —統計活動の共通の概念、分類、標準および方法についての協定に到達する体系的活動。	5.3 収集された統計は他の機関と要求に基づいて無料で共有される。 5.6 機関が諸国で自らのデータ収集を実施するときには、彼らは政府統計に関わる国の機関が正当に関与し、政府統計の基本原則が適用されることを保証する。 9.1 機関は必要ときには二国間および多国間の諮問を受け、国際統計会議に参加する。 9.2 機関は統計活動の共通の概念、分類、標準および方法についての協定を到達するように体系的に活動する。
	0.3 適合性・統計の効用に関する利用者のフィードバックが積極的に追求される。	0.3.1 利用者のニーズに対応する点での既存統計の適合性と実際の効用。	1.1 国際機関は、その内部および外部の利用者と、かれらのニーズが満たされていることを確かめるために定期的に協議する。 1.2 機関の統計作業プログラムは、それらの適合性を保証するために定期的に検討される。
	0.4 品質意識—品質が統計活動の道標になる。	0.4.1 品質に焦点をおく過程が整っている。 0.4.2 統計の収集、加工および配布の品質の監視過程が整っている。 0.4.3 品質内のトレードオフをふくむ品質思考に対処するため、そして既存のおよび生じるニーズのための計画をガイドする過程が整っている。	2.1 機関は全組織の統計活動を調整する単位を含めて、一つあるいはそれ以上の統計単位を指定して、その統計プログラムを実施し、政府統計についての国際会議を示す。 2.2 機関は、彼らの専門的考慮で使う方法や用語を基礎にする。 2.3 継続的な方法論的改善が活発に追求され、統計の品質を管理し改善するシステムが整えられている。

QFIS 品質次元	QFIS 構成要素	QFIS 指標	国際統計の原則宣言 (DP) との関係
品質の前提条件	専門的協力と諮問-合意された標準と最善の実践に従って専門的協力和諮問活動を行次追加)	<p>機関は各国および地域的統計制度を一層発展させるために、諸国および地域と、協力し、知識を共有する。</p> <p>政府とドナーの両方との約束を守りながら、すべての主な利害関係者の完全な参加を促進しながら、利用者の要請の評価に基づいている。</p> <p>受け手である国の統計制度と政府が指導力を発揮するようにエンパワーしながら、地方の状況と統計発展の段階を考慮して、各国の資源を補完する。</p> <p>国の統計発展のためのバランスのとれた全体的戦略枠組みと作業プログラムの中に位置づけられている。</p> <p>努力の重複を避け、補完性と相乗作用を激励するために、ドナーと国の統計制度内での異なる行動者との関係が調整されている。</p> <p>目標を具体化し、前もって目標と成功基準を具体化していることをふくめて、構造的アプローチを使って十分な企画がされている</p> <p>効果的なプロジェクトの実施、経験の交換と教訓の学習を促進するために適当な監視と評価機構を使う。</p>	<p>10: 機関は各国および地域的統計制度を一層発展させるために、諸国および地域と、協力し、知識を共有する。</p> <p>10.1. すべての主な利害関係者の完全な参加を促進しながら、利用者の要請の評価に基づいている。</p> <p>10.2 受け手である国の統計制度と政府が指導力を発揮するようエンパワーしながら、地方の状況と統計発展の段階を考慮して、各国の資源を補完する。</p> <p>10.3 国の政府統計の発展のためのバランスのとれた全体的戦略枠組みと作業プログラムの中に位置づけられている</p> <p>10.4 努力の重複を避け、補完性と相乗作用を激励するために、ドナーと国の統計制度内での異なる行動者との関係が調整されている</p>

QFIS 品質次元	QFIS 構成要素	QFIS 指標	国際統計の原則宣言 (DP) との関係
1 高潔性 統計の収集、加工と配布における客観性の原則が厳密に守られている	1.1 専門性— 統計政策と実践は、専門的原則で導かれている。	<p>1.1.1 統計は不偏性基準で編集されている（新しい構成要素とするように移動）</p> <p>1.1.2 出所や統計技能の選択は、統計的考慮によってだけ通知される。 一方での統計的・分析的コメントと、他方での政策を規定する、そして主唱的なコメントの間に明確な区分をおく。</p> <p>1.1.3 適当な統計的存在が、統計の誤った解釈や利用についてコメントする<資格を付与される>努力をする（言い換え）</p> <p>機関は、訓練マニュアル教材を開発し、重要な利用者グループのためにセミナーを組織することによって、国際統計基準の採用の促進と、政府統計データの利用の改善とに体系的努力を払う。</p> <p>機関は訓練、分析作業、論文の発表とセミナーへの参加を奨励して、専門性を体系的に促進する。</p>	<p>2.4 統計出版物において、統計的・分析的コメントと、他方での政策を規定する、そして主唱的なコメントの間に明確な区分がおかれている。</p> <p>4.1 機関の統計単位はデータの誤用を理解する対応をとる。</p> <p>4.2 機関は、重要な利用者グループのために教育資料を開発することによって、政府統計の利用を高める。</p> <p>2.5 スタッフを激励して、訓練課程に参加し、分析作業を行い、科学的論文を発表させ、セミナーや会議に参加させることは、統計単位で働いているスタッフの専門的レベルを高める。</p>
	1.2 透明性— 統計政策と実践が透明である。	<p>1.2.1 統計の収集、処理、配布の機関と条件を公衆が入手可能にする。</p> <p>1.2.2 公表に先立っての統計への内部的なアクセスが公的に確認されている。</p> <p>1.2.3 統計機関/単位の生産物が、そのものとして明確に確認されている。</p>	<p>3.1 機関は使用した概念、定義、データの収集、加工手続きと遂行した品質評価を文書化し、それらへの公衆のアクセス可能にする。</p> <p>公開前の統計への内部的なアクセスは公的に確認されている（追加的なものとして報告される）。</p> <p>3.3 機関は統計データの各々の重要な集合についてどの系列が権威あるかに合意を持つ。</p>

QFIS品質次元	QFIS構成要素	QFIS-指標	国際統計の原則宣言 (DP) との関係
<p>1 高潔性</p> <p>統計の収集、処理、配布における客観性の原則が厳密に守られている</p>	<p>1.2 透明性—統計政策と実践は透明性をもつ。</p>	<p>1.2.4 方法、原データと統計技法における主な変更について前もっての告知が与えられる。</p> <p>データの配布の際に、最初は他のものによって収集されたデータを再利用するときには、機関は、合意された引用の基準を使いながら、オリジナルのデータ出所に組織的な信用を与えるだろう。</p>	<p>方法、原データと統計技法における主な変更について前もっての告知が与えられる(追加)。</p> <p>3.2 データの配布の際に、最初は他のものによって収集されたデータを再利用するときには、機関は、同意された引用の基準を使いながら、オリジナルのデータ出所に組織的な信用を与えるだろう。</p>
	<p>1.3 倫理基準 倫理の基準と実践は倫理基準でガイドされている (削除される)。</p>	<p>1.3.1 職員の行動に対するガイドラインが整えられ、職員によく知られている (移動)</p>	
	<p>不偏性—統計は偏りのない基準で編集される。</p>	<p>政府統計データは同時に、すべての外部利用者が利用可能とされるべきである；</p> <p>政府統計データは公共財であり、原則として、無料あるいは最低限の費用で利用可能になる</p> <p>政府統計の配布においては、説明的な科学的コメントと政策コメントは、可能な限り分離にされる</p> <p>多様性/ジェンダーの尊重</p> <p>1.3.1 倫理行動のガイドラインが整えられており、職員によく知られている。</p>	<p>1.3 統計の編集と配布は不偏性に基づき、結果は同時にすべての外部利用者が利用可能である。</p> <p>1.4 国際的政府統計は原則として、無料で利用可能とされる。</p> <p>政府統計の配布においては、説明的な科学的コメントと政策コメントは、可能な限り分離される。</p> <p>多様性/ジェンダーの尊重</p> <p>倫理行動のガイドラインが整えられており、職員によく知られている。</p>

QFIS 品質次元	QFIS 構成要素	QFIS 指標	国際統計の原則宣言 (DP) との関係
<p>2. 方法論的堅実性</p> <p>統計のための方法論的基礎は、国際的に承認された標準、ガイドラインあるいは優れた行為に従う</p>	<p>2.1 概念と定義</p> <p>—使われた概念と定義は、国際的に受け入れられた統計的枠組みに対応している。</p> <p>2.2 範囲—</p> <p>この範囲は国際的に受け入れられた標準、ガイドラインあるいは良い行為に対応している。</p> <p>2.3 分類/部門分類</p> <p>—分類と部門分類システムは国際的に受け入れられた標準、ガイドラインあるいは優れた行為に対応している。</p> <p>2.4 記録化の基礎—フローとストックは国際的に受け入れられた標準、ガイドラインあるいは良い行為に対応して、評価され記録される。</p>	<p>2.1.1 概念と定義の点でみた全体的構成は、国際的に受け入れられた標準、ガイドラインあるいは優れた行為にしたがう：データ集合に即した枠組みを参照。</p> <p>2.2.1 範囲は国際的に受け入れられた標準、ガイドラインあるいは優れた行為と広く一貫している：データ集合に即した枠組みを参照。</p> <p>2.3.1 使用された分類/部門分類システムは国際的に受け入れられた標準、ガイドラインあるいは良い行為と広く調和している：データ集合に即した枠組みを参照。</p> <p>記録化の基礎—フローとストックは国際的に受け入れられた標準、ガイドラインあるいは良い行為に対応して、評価され記録される：データ集合に即した枠組みを参照。</p>	<p>8.1 機関は、方法、基準と良い実践の発展と公布をふくめて、国際統計プログラムの発展において、国家統計局と政府の省庁の統計単位に組織的に関与する。</p> <p>8.2 機関は、自らがそれに責任を持つ基準に関する実行問題について諸国に勧告する。</p> <p>8.3 機関は、自らがそれに責任を持つ同意された基準の実行を監視する。</p> <p>8.4 公衆が公的に同意された標準をインターネットで無料で利用可能にする。</p> <p>国際機関は、国際的に受け入れられた標準、ガイドラインあるいは良い行為に基づいた概念と定義にしたがう。(データ集合に即した枠組み内で作業する)。</p> <p>国際統計の範囲は国際的に受け入れられた標準、ガイドラインあるいは優れた行為と広く調和している：データ集合に即した枠組み内で作業する。</p> <p>使用された分類/部門分類システムは国際的に受け入れられた標準、ガイドラインあるいは優れた行為と広く一貫している：データ集合に即した枠組みで作業する。</p> <p>記録化の基礎—フローとストックは国際的に受け入れられた標準、ガイドラインあるいは優れた行為に対応して、評価され記録される：データ集合に即した枠組みで作業する</p>

QFIS品質次元	QFIS構成要素	QFIS指標	国際統計の原則宣言 (DP) との関係
3 正確性と信頼性 原データと統計技法は堅実で、統計的産出物は、現実を十分に描写している	3.1 原データ入手可能な原データは、統計を編集するため十分な基礎を提供する。 3.2 原データの評価と確認 - 原データは定期的には評価され、確認される 3.3 統計技法 - 使用された統計技法は堅実な統計の手続きと一致する。 3.4 中間的なデータと統計生産物の評価と確認 - 中間的な結果と生産物は定期的には評価され、確認される。(再定式される予定) 3.5 改訂研究 - 正確性の基準としての、改訂は、それらが提供しうる情報のためにさかのぼられ、掘り起こされる。(再定式される予定)。	3.1.1 原データは、包括的なデータ収集プログラムから収集される。 3.1.2 原データはほぼ、要求された定義、範囲、分類、評価、および記録時間にはほぼ近いしている。 3.1.3 原データは適時性を持つ 機関は、データの収集計画を含む、機関のプログラムの統合的な提示に貢献し、空白や重複が明確に可視的で、諸国の報告負担に対処し、減少させることができるようにする。 機関は国別のデータの提供を促進する方法の開発を継続する。 3.2.1 センサス、標本調査、行政記録を含む原データは、例えば、カバレッジ、標本誤差、回答誤差、非標本誤差に関して定期的に評価される。この評価の結果は監視され、計画化をガイドするために利用可能とされる。 3.3.1 データの編集では堅実な技法が使われる。 3.3.2 他の統計的手続き (例えば、データの調整と転換と統計分析) では、堅実な統計技法が使用される。 3.4.1 主な中間的データは、適用可能なところでは他の情報で確認される 3.4.2 中間的データにおける統計の空白が評価され、調査される。 3.4.3 統計的空白と統計的生産物における問題の他の可能な指標が調査される。(再定式される) 3.5.1 改訂の研究と分析は、定期的に遂行され、統計的過程を通知するために使用される。	5.1 機関は、地理的領域と時間にわたっての整合性 (coherence) と一致性 (consistency)、およびそれら統計の適時性を改善するために、データ収集と処理方法の改善のために体系的に活動する。 5.2 機関は、データの収集計画を含む、機関のプログラムの統合的な提示に貢献し、空白や重複が明確に可視的で、諸国の報告負担に対処し、減少させることができるようにする。 5.4 機関は国別のデータの提供を促進する方法の開発を継続する。 機関はデータの品質と正確性の評価を体系的に公表する。 5.5 機関は、諸国から受け取るデータを編集する権限を持つが、適用された編集の統計的技能について透明性をもつ。 国別データの確認手続きが整えられ、統計的空白あるいは統計における問題点の他の可能な指標が調査される。 改訂の研究と分析は、定期的に遂行され、統計的過程を通知するために使用される。

QFIS品質次元	QFIS構成要素	QFIS指標	国際統計の原則宣言 (DP) との関係	コメント
<p>4. 利便性</p> <p>統計は、適切であり、適時性を持ち、一致性をもち、予測可能な改訂政策にしたがう</p>	<p>4.1 適時性と定期性— 適時性と定期性は国際的に承認されている配布基準にしたがう。</p> <p>4.2 一致性—統計はデータ集合内で、時間にわたって、そして他の主要なデータセットと一致性を持つ。</p> <p>4.3 改訂政策と実施、 データの改訂は、定期的にして公表された改訂手続きに従う。</p>	<p>4.1.1 適時性は配布基準にしたがう。</p> <p>4.1.2 定期性は配布基準にしたがう。</p> <p>4.2.1 統計はデータセット内で一貫している（例えば、計算上で観察された同一性）</p> <p>4.2.2 統計は合理的な期間にわたって、一致性を持つか、調和的である。</p> <p>4.2.3 統計は、他のデータ源およびあるいは統計的枠組みを通じて獲得される統計と一致性を持つか、調和的である。</p> <p>4.3.1 改訂は定期的で、適切に定められており、透明な日程に従う。</p> <p>4.3.2 予備的データであることが、明確に確認される。</p> <p>4.3.3 改訂の研究と分析は公表される。</p>	<p>適時性は配布基準にしたがう。</p> <p>定期性は配布基準にしたがう。</p> <p>統計はデータセット内で一貫している（例えば、計算上で観察された同一性）</p> <p>統計は合理的な期間にわたって、一致性を持つか、調和的である。</p> <p>統計は、他のデータ源およびあるいは統計的枠組みを通じて獲得される統計と一致性を持つか、調和的である。</p> <p>改訂は定期的で、適切に定められており、透明な日程に従う。</p> <p>予備的データであるが、明確に確認される。</p> <p>改訂の研究と分析は公表される。</p>	<p>包括的な用語、国際的な配布および実践での宣言において上げられることは、十分には発展していない。</p>

QFIS 品質次元	QFIS 構成要素	QFIS 指標	国際統計の原則宣言 (DP) との関係	コメント
<p>5 アクセス可能性</p> <p>データとメタデータの入手は容易であり、利用者となることへの援助が十分である。</p>	<p>5.1 データへのアクセス可能性 —統計は明白で理解可能な仕方 で示され、配布の形態は十分で、 統計は偏りがない基礎にた って入手可能である。(削除される)</p> <p>5.2 メタデータへのアクセス 可能性—最新で、適切なメ タデータが利用可能である。</p> <p>5.3 利用者向けの援助—速やか かで知識豊かな支援サービス が利用可能である。</p>	<p>5.1.1 統計は適切な解釈と意味のある比較を促進 する仕方で示される (レイアウト、文章の明確 性、表と図)。</p> <p>5.1.2 配布メタデータと書式が十分である。</p> <p>5.1.3 統計は前もって告知されていた日 程で発表される。</p> <p>5.1.4 統計はすべての利用者に同時に入手可能と される。</p> <p>5.1.5 公表されないが、秘匿性のない部分集計値 は、請求によって入手可能である。</p> <p>5.2.1 概念、範囲、分類、および記録、データ源 と統計技法の基礎に関する文書が入手可能であ り、国際的に承認された標準、ガイドラインあ るいは優れた実践が声明されている。</p> <p>5.2.2 詳細さのレベルが、意図された聴衆のニー ズにそって適応される (削除、詳細すぎる)</p> <p>5.3.1 各主題分野の参照人が公にされている。</p> <p>5.3.2 すべての料金についての情報を含めて、出 版物、文書、その他のサービスのカタログが広 く利用可能である。</p>	<p>統計は適切な解釈と意味のある比較を促進する仕方 で示される (レイアウト、文章の明確性、表と図)。</p> <p>配布メタデータと書式が十分である。 統計は前もって告知されていた日程で発表される。 統計はすべての利用者に同時に入手可能とされる。</p> <p>概念、範囲、分類、および記録、データ源と統計技 法の基礎に関する文書が入手可能であり、国際的に 承認された標準、ガイドラインあるいは優れた実践 が声明される。</p> <p>各主題分野の参照人が公にされている。</p> <p>すべての料金についての情報を含めて、出版物、文 書、その他のサービスのカタログが広く利用可能で ある。</p>	

(出所) 本冊子翻訳第2論文付録1 (本冊子 pp.21~28) 【再録】